平成２４年（フ）第２０４１号
横浜市南区永田みなみ台３番４―101号
債務者　河内　紀子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８３号
横浜市緑区北八朔町1192番地５　ＫＴコーポ102号
債務者　久保　尚輝
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９１号
東京都町田市鶴川５丁目１番地15の102
債務者　新井　靖之
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９５３号
東京都調布市国領町５丁目12番地17ＤＵＥＦＵＤＡ204
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９４号
東京都立川市富士見町６丁目28番102号
債務者　安部　司信（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第９５号
釧路市興津４丁目２番５号
破産者　北島　順子
1　主文　当裁判所が平成24年６月20日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「釧路市興津４丁目１番30号」とあるのを「釧路市興津４丁目２番５号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年10月２日
釧路地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第６号
静岡県掛川市塩町５番地の８
破産者　有限会社小貫屋酒店
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第９８０１号
東京都足立区一ツ家３丁目６番20号
破産者　株式会社桜田工務店
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５５０号
東京都葛飾区東新小岩８丁目29番４号
破産者　イトー美容材株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７０８号
東京都豊島区池袋３丁目15番14号
破産者　株式会社リマークス・ケー
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４５号
愛媛県松山市桑原７丁目６番32号
破産者　池田水道工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
熊本県上天草市松島町合津3559番地２
破産者　松島フェリー株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６５４号
金沢市昭和町５番12号
破産者　北陸製版株式会社
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５６１号
岡山市北区三門東町５番27号　グレースハイツ101号室
破産者　藤原　清人
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５４号
愛媛県喜多郡内子町五百木363番地
破産者　有限会社愛媛テックス
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２１２号
埼玉県三郷市鷹野５丁目425番地５
破産者　山崎　周夫
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１３号
埼玉県三郷市鷹野５丁目518番地１
破産者　山崎　洋一
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
北海道上磯郡知内町字湯ノ里152番地３
破産者　西野　弘樹
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所